



任意捜査 ハンドブック

司法研修所 上席教官 (検察教官室)・検事 丸山 嘉代
 司法研修所 次席教官・検事 三井田 守
 さいたま地方検察庁 検事 (前司法研修所教官) 武井 聡士
 司法研修所 教官・検事 笹川 義弘
 司法研修所 教官・検事 久保庭 幸之介
 司法研修所 教官・検事 石川 雄一郎 編著

■ A5判 ■ 並製 ■ 256頁 ■ 定価 2,530 円 (本体 2,300 円 + 税 10%)

ISBN978-4-8037-4293-0 C3032

本書のポイント

任意捜査の基本的な理解及び適正捜査に役立つ！

任意捜査の基本事項、実務上の問題点や適法性の限界について、判例や実務を踏まえ、わかりやすく解説！ 刑事手続の基本原則や基本判例から任意捜査の実務をひも解いた、階級・部門を問わず全ての警察官のための概説書。

任意捜査のキホンを短時間で把握できる！

一問一答方式で、設問ごとに関連条文を併記。時間的な制約がある中でも活用しやすい！

新たな立法、新たな判例等の進展状況にも対応！

任意捜査をめぐる立法状況の変化や新判例等を踏まえ、任意捜査を多角的に分析。司法研修所教官の知見が集約された一冊。

内容見本

16 第2章 職務質問

④ 職務の有形力行使の限度

職務質問のためにどの程度で有形力の行使が許されるか。

(関係条文) 警職法2条1項、3項

1 職務質問のための「停止」

警職法2条1項によれば、警察官は、職務質問のために相手方を停止させることができる。しかし、「停止」は、逮捕ではないから、あくまで一時的・一時的にその場にどめらるものにとどめ、その拘束状態を継続することはできない。

警職法2条3項も、「刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強制されることはない。」旨規定している。同項は、職務質問が任意処分であり、強制にわたってはならないことを示したものと見える。したがって、職務質問のための「停止」行為は、任意処分であったとしても、強制にわたる場合には違法となることに留意する必要がある。

2 停止行為の限界

強制にわたる行為は許されないといえ、職務質問のための停止において、有形力の行使が一律に許されないというわけではない。すなわち、一般に「停止」については、職務質問が、犯罪の予防・鎮圧等を目的とする行政警察上の作用であり、何らかのたがで犯罪と関係していると疑われる者が

44 第4章 任意同行

② 任意同行と実質逮捕の分水嶺

任意同行が実質的な逮捕と評価されるのはどのような場合か。

(関係条文) 刑訴法198条1項

1 実質的な逮捕と評価されるか否かの判断要素

前述のとおり、刑訴法上の任意同行であっても、警察署等への同行は、あくまでも任意のものでなければならず、強制の要素が大きい場合は実質的な逮捕となる。

例えば、被疑者が明確に拒絶の意思表示をしたのにこれを無視して身体を拘束する場合はもちろん、被疑者に明確な意思表示がなくても、被疑者の自由意思を制圧し意思表示をさせない状況があったと認められる場合などは実質的な逮捕があったとされる。

具体的には、①同行を求めた時刻・場所、②同行の方法・態様、③同行後の取調べ時間・監視状況、④同行の必要性、⑤被疑者の対応状況、⑥被疑者の属性等を総合的に考慮して、実質的な逮捕が否かが判断される。

2 留意点

(1) ①同行を求めた時刻、場所について
同行を求めた時刻が夜間や深夜の場合や、同行が長距離に及ぶ場合は、強制の疑いが強いと判断されやすくなる。他方、同じ時間帯であっても、自宅で就寝中に同行を求めた場合と、路上で職務質問をした

70 第7章 捜査の帰結等

望や不安を抱いている。刑事手続の概要等について十分に理解をしても、不安を解消するもの捜査機関の責務である(記帳10条の3)。被疑者やその関係者が被害者等に害を及ぼすことのないように情報の取扱いには細心の注意を払い、かつ、必要に応じて被害者等の保護のための措置を講じなければならない(同11条)。

② 公判以降の段階

公判においては、不同意いせつ罪等の場合に被害者の氏名・住所等を公開の法廷で披露する措置が認められることもある(刑訴法290条の2)。また、被害者の住所等が被告人関係者に分からないようにする措置(刑訴法290条の2)、証言をしやすくするための付き添い制度、遅へい措置、ビデオリンク方式(刑訴法157条の2ないし4)があるほか、被害者に法廷において被害に関する心情等について意見を陳述する機会が与えられる(同法292条の2)。また、性犯罪等の被害者保護のため、逮捕状、勾留状及び起訴状につき、氏名や住所を加害者に明示せずに、刑事裁判手続を進めることができるようになった(令和5年5月10日成立の改正刑訴法)。

また、被害者参加制度によって、一定の犯罪については、被害者が申し出るも、法廷で証人や被告人に質問したり、事実や法律の適用について意見を述べたりすることができる(刑訴法316条の23以下)。加害者への被害者参加手続を進めることができるようになった。

という制約の刑事手続に加えて、

任意捜査
ハンドブック

用語索引・判例索引付き！

用語索引

【あり】	強制採尿	150, 152
一般的指揮権	強制処分	82
一般的指示権	強制捜査	1
	強制捜査と任意捜査の区別	84

判例索引

〈最高裁判所〉

最判昭和25年6月13日刑集4巻6号995頁	208
最判昭和26年10月18日刑集5巻11号2268頁	215

20 第2章 職務質問

④ 職務質問の留め置き

職務質問の継続のための「現場への留め置き」は認められるか。

(関係条文) 警職法2条1項、3項、1条2項、警職法2条2項

1 「停止」と「現場への留め置き」

職務質問のために「停止」させることができる以上、さらに、職務質問を継続するために「現場への留め置き」も許されることになる。

すなわち、被疑者が、いったん職務質問を開始後、逃走しようとする、または不適当な言動により、職務質問を継続する必要性・緊急性が大きくなる場合が多いといえ、質問の継続を確保するための「現場への留め置き」も、質問の実施に向けられた「職務質問に付随するもの」として許されることになろう。

2 留め置きの際に行使できる有形力の程度

「現場への留め置き」が許されるとしても、無制限に許されるわけではない。まず、①前記1のように不審事由があっても、質問を継続する必要がある場合であることが必要である。また、②実際に採られた留め置きのための措置が強制に至るものではなく(警職法2条3項参照)、職務質問により

丸山嘉代
三井田守
武井聡士
笹川義弘 編著
久保庭幸之介
石川雄一郎

立花書房

目次裏面参照 ▶▶▶

第1章 任意捜査の意義と限界

- 01 任意捜査の意義と限界 (総論)
- 02 任意捜査の限界 (相手方の承諾及び有形力行使)
- 03 違法捜査の影響

第2章 職務質問

- 04 行政警察と司法警察
- 05 職質の要件と留意点
- 06 職質の有形力行使の限度
- 07 職質時の留め置き
- 08 職質時の第三者規制

第3章 所持品検査

- 09 職質時の所持品検査の限界

第4章 任意同行

- 10 任意同行の留意点
- 11 任意同行の有形力行使の限界
- 12 任意同行と実質逮捕の分水嶺
- 13 逮捕状を得た上での任意同行時の留意点

第5章 自動車検問

- 14 自動車検問の法的根拠
- 15 交通検問の法的根拠
- 16 自動車検問時の有形力行使

第6章 その他の警職法上の行為

- 17 泥酔者等の保護と捜査
- 18 覚醒剤による錯乱者の措置
- 19 犯罪発生前の警察活動

第7章 捜査の端緒

- 20 捜査の端緒と留意点
- 21 犯罪被害者に対する捜査
- 22 被害届受理時の注意点
- 23 告訴受理時の留意点と告訴取消対応
- 24 告訴のない親告罪の捜査
- 25 自首の意義と捜査上の留意点

第8章 写真撮影、ビデオ撮影

- 26 写真やビデオ撮影時の留意点
- 27 違法デモや共同危険行為を写真撮影する際の留意点
- 28 犯罪発生前の写真撮影
- 29 犯罪発生後の写真撮影
- 30 顔写真撮影時の留意点
- 31 隠し撮り
- 32 私人が撮影した写真の捜査活用
- 33 報道機関が撮影した写真の捜査活用

第9章 通信傍受

- 34 通信傍受
- 35 一方当事者承諾による会話録音

第10章 おとり捜査、行動確認、GPSによる追跡等

- 36 おとり捜査
- 37 すり検挙時の既遂確認と犯罪防止の関係
- 38 尾行・張込みの許容範囲
- 39 尾行・張込み中の対象者管理区域への立ち入り等
- 40 赤色警光灯を点けない最高速度超過の追尾
- 41 GPS端末による行動監視

第11章 任意提出、領置

- 42 証拠品の任意提出時の留意事項
- 43 証拠品の任意提出権者
- 44 拘束中の被疑者調べにより判明した証拠品の押収方法
- 45 無断で持ち出した証拠品の任意提出
- 46 事件関係者の投棄物の領置
- 47 捜索時に別罪の証拠品を発見
- 48 相手方の承諾を得た捜索
- 49 車両の承諾捜索
- 50 意識不明者の着衣等の押収
- 51 尿の任意提出時の留意点
- 52 被疑者を敷いた任意提出
- 53 意識不明者からの呼気採取
- 54 血液採取
- 55 体に挿入・嚥下された物の差押え

第12章 実況見分 (被害・犯行再現)

- 56 実況見分と検証の違い
- 57 実況見分時の立会人の指示説明と注意点
- 58 犯行再現の際の留意点

第13章 身体検査

- 59 身体検査の限界

第14章 科学的捜査

- 60 科学的捜査の役割
- 61 科学的捜査の結果と係る問題
- 62 DNA型鑑定の問題点等
- 63 ポリグラフ検査の問題点等

第15章 被疑者の取調べ

- 64 任意取調べの留意点
- 65 長時間や深夜にわたる取調べ
- 66 宿泊を伴う取調べ
- 67 身体拘束中の被疑者の余罪取調べ
- 68 被告人の取調べの範囲と限界
- 69 病気の者の取調べ
- 70 精神疾患に罹患した者の取調べ

第16章 参考人の取調べ

- 71 参考人取調べに係る留意事項
- 72 参考人取調べから被疑者取調べへの移行

第17章 外国人に対する捜査

- 73 外国人への職質と取調べの留意点
- 74 外国人調書作成時の留意点
- 75 外国人からの外国語の証拠物
- 76 外国における捜査
- 77 外国在中者の供述と証拠の入手

第18章 その他

- 78 公務所への照会方法と留意点
- 79 管轄区域外での捜査
- 80 公開捜査の問題点
- 81 報道機関対応の留意事項
- 82 弁護士対応の留意事項
- 83 司法警察職員と検察官の関係

用語索引
判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 任意捜査ハンドブック

申 込 部

ご所属名

庁・道・府・県

署・隊・課

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込みます。

ご担当者名

(TEL :

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長

利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施のご案内・お問合せへの回答に利用します。第三者提供 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口 本人からのお申し出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。提供の任意性 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>